

事務連絡
令和3年6月22日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について

令和3年6月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県の1都1道2府6県から沖縄県のみに変更し、当該措置を実施すべき期間について同年7月11日まで延長することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県の5県から同6月20日をもって岐阜県、三重県を除き、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を加えた1都1道2府6県に変更し、当該措置を実施すべき期間について同年7月11日までとすることが決定されたこと踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長（令和3年5月28日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年6月1日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきていたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年6月21日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長（令和3年5月28日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年6月1日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきていたところです。

令和3年6月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県の1都1道2府6県から沖縄県のみに変更し、当該措置を実施すべき期間について同年7月11日まで延長することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県の5県から同6月20日をもって岐阜県、三重県を除き、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を加えた1都1道2府6県に変更し、当該措置を実施すべき期間について同年7月11日までとすることが決定されたところです。

新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年6月17日変更））において、引き続き基本的な感染対策の徹底が重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していくこととされているほか、「令和3年6月21

日以降における取組」(令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ)において、大企業では、下請け先や取引先、派遣労働者、当該企業の職員の家族を含めて広く接種を行うよう働きかけるとともに、中小企業においては、業界団体等で共同の接種会場の設置を進められるよう、好事例の提供等を実施することによりワクチン接種の円滑化・加速化を図ることとされています。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年6月8日事務連絡)を含めた、令和3年6月1日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しく願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しく願います。

事務連絡
令和3年7月15日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年7月8日)に伴う工事及び業務の対応について

令和3年7月8日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について沖縄県のみから東京都を加えた1都1県に変更し、実施すべき期間について同8月22日までとすることが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の1都1道2府6県から北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県を除いた1府3県に変更し、実施すべき期間について同8月22日までとすることが決定されたこと踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長(令和3年6月17日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年6月21日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

別添資料 1

事務連絡
令和3年7月12日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

事務連絡
令和3年8月2日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及び業務の対応について

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の
対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべ
き区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応
について」（令和3年6月21日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いし
てきたところです。

このたび、令和3年7月8日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等
対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について沖縄県のみか
ら東京都を加えた1都1県に変更し、実施すべき期間について同8月22日まで
とすることが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基
づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、埼玉県、千葉県、
東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の1都1道2府6
県から北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県を除いた1府3県に変
更し、実施すべき期間について同8月22日までとすることが決定されたところ
ですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び
業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏
まえ、引き続き適切なご対応を宜しく申し上げます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に
対しても、周知を宜しく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について

令和3年7月30日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別
措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、東京都及び沖縄県に、
埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加した1都1府4県に変更するととも
に、東京都及び沖縄県について実施すべき期間を同年8月31日まで延長し、埼
玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府について実施すべき期間を同年8月2日から
同年8月31日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置
法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、埼玉県、千葉県、
神奈川県、大阪府の1府3県を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡
県の1道1府3県を新たに追加し、実施すべき期間について同年8月2日から
同年8月31日までとすることが決定されたことを踏まえ、別添資料1のとおり、
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されております
ので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措
置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施
すべき期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及び業務の対応について」（令
和3年7月12日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡）等によ
り、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただ
きますようお願いいたします。

別添資料 1

事務連絡
令和3年8月2日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年7月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年7月30日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、東京都及び沖縄県に、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加した1都1府4県に変更するとともに、東京都及び沖縄県について実施すべき期間を同年8月31日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府について実施すべき期間を同年8月2日から同年8月31日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の1府3県を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県の1道1府3県を新たに追加し、実施すべき期間について同年8月2日から同年8月31日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しく願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

事務連絡
令和3年8月10日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年8月5日）に伴う工事及び業務の対応について

令和3年8月5日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県の1道1府3県に、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県の8県を新たに追加し、これらの追加区域においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年8月8日から同年8月31日までとすることが決定されたことを踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月2日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

別添資料 1

事務連絡
令和3年8月8日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
の変更（令和3年8月5日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の
対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべ
き区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応
について」（令和3年8月2日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いし
てきたところです。

このたび、令和3年8月5日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等
対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北
海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県の1道1府3県に、福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県の8県を新たに追加し、こ
れらの追加区域においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年8月8
日から同年8月31日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナ
ウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」
（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切な
ご対応を宜しくお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に
対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡
令和3年8月19日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別
措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、東京
都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の1都1府4県に、茨城県、栃木県、群馬県、
静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を追加した1都2府10県に変更
するとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において
実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、
京都府、兵庫県及び福岡県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9
月12日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基
づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、福島県、茨城
県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡
県及び熊本県の1道1府11県から、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、
兵庫県及び福岡県の1府6県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重
県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の10県を新たに追加した1
道15県に変更するとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊
本県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山
梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県におい
て実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定され
たことを踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課
長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措

置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月2日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月18日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月2日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年8月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の1都1府4県に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を追加した1都2府10県に変更するとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県及び熊本県の1道1府11県から、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の1府6県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の10県を新たに追加した1道15県に変更するとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県において実施すべき期間を同年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県

事務連絡
令和3年8月19日

において実施すべき期間を同年8月20日から同年9月12日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく申し上げます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく申し上げます。

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（再協力依頼）

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

事務連絡
令和3年8月18日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の
実施に係る協力について（再協力依頼）

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力については「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について」（令和3年4月19日付け事務連絡）により、御協力をお願いしてきたところです。

今般の感染拡大傾向を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、日本建設業連合会に対し、建設現場等における本モニタリング検査の更なる積極的な活用を検討していただきたいとして、再周知依頼がまいりました。

つきましては、本件モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力いただくよう改めてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力の再周知依頼（別添1）について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あてに、別添3のとおり日本建設業連合会あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月18日

国土交通省大臣官房技術調査課 御中
国土交通省不動産・建設経済局建設業課 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の
実施に係る協力について（再周知依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組みにつきまして、御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の早期探知のためモニタリング検査実施につきましては、「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（依頼）」（令和3年4月19日付事務連絡）において、御協力をお願いしているところです。

今般の感染拡大傾向を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室としましては、建設現場等における本モニタリング検査の更なる積極的な活用を検討していただきたいと考えております。

については、モニタリング検査の対象区域（※）に所在する建設現場等に対して、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施して頂くよう、日本建設業連合会に対して再度協力依頼をお願いいたします。本検査の趣旨・目的にご賛同いただきモニターとなることを希望し御協力いただける場合には、内閣官房ホームページ（下記参照）からモニタリング検査の登録をしていただくように再周知していただきたく御協力の程宜しく申し上げます。

（※）北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県

さらに、建設現場等において発注者の理解のもとに請負業者がモニタリング検査を円滑に実施できるよう、貴職においては、モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、建設業者から発注者に検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力いただけるよう発注者への再周知についてご協力をお願いいたします。

また、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、抗原簡易キットや

【目的】

- 無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）を実施
- SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆や感染源を早期探知、感染再拡大を防止

- 専門家や自治体等の意見も踏まえ、気になる変化等が見られた場合には、例えば関係者への聞き取り調査や、業種やエリアを特定したより重点的な検査など機動的に対応

【実施場所】

- 有識者の意見を踏まえ、比較的感染リスクの高い事務所・作業所、寮、大学、空港等の場所を中心に実施

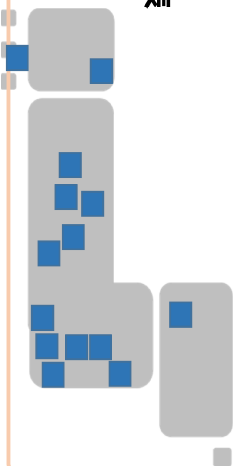
- 地域の実情を把握している自治体からの提案を踏まえ、実施場所を決定

【対象地域】

- 2月22日からモニタリング検査を開始し、14都道府県（北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、京都府、兵庫県、福岡県、沖縄県）で実施

【検査結果及び分析結果】

- 検査結果及び分析結果については内閣官房HPにて公表
 - 都道府県別での直近3週間の陽性率
 - 年代別の直近3週間の陽性率



毎日の社員の健康状態を把握するための健康観察アプリを活用（※）することも有効と考えますので、併せて御周知いただきますようお願いいたします。

（※）抗原簡易キット及び健康観察アプリの活用に関する詳細については、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）をご参照ください。なお、健康観察アプリについては、典型的な事例として「健康観察CHAT」の概要を例示として添付しますのでご参照ください。また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HPにおいても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリを紹介（<https://corona.go.jp/health/>）しておりますので、併せてご参照ください。

記

○感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施【別添①】

○新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査）モニター募集中【別添②】

○内閣官房HP（感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム）

<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>

○「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

<本件連絡先>

○モニタリング検査の概要について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

電話 03-5253-2111（内線 33212, 33211）

空 港 部 長 殿
 保 安 部 長 殿
 総 務 部 長 殿
 管理調整部長 殿
 総 務 部 長 殿
 企 画 部 長 殿
 国土技術政策総合研究所
 国 土 地 理 院

国土交通省

大臣官房会計課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房公共事業調査室長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（再周知）

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査（以下「モニタリング検査」という。）については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年8月5日変更）において、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」として「政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する。」とされているところである。

モニタリング検査の実施に関しては、これまでも「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について」（令和3年4月19日付事務連絡）に基づき対応いただいているところであるが、このたび、別添1のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、モニタリング検査の実施に係る

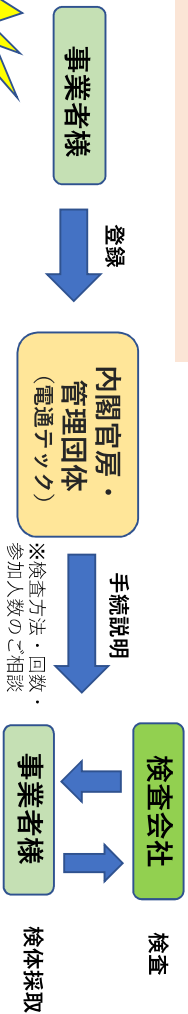
新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査） モニター募集中

別添②

内閣官房
Chief Secretariat

288

モニタリング検査の流れ



① 検査は**無料**です

② 唾液を採るだけ
苦痛はありません

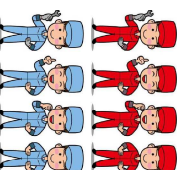
③ 職場で検査できます

④ 感染者の**早期発見**
につながります

4つのメリット



定期的な検査で感染の再拡大を防止！



↓↓↓モニターのご登録はこちらからぜひ宜しくお願いします↓↓↓
<https://r10.to/ha26ga>
 または、「**モニタリング検査 事業所登録**」で検索

<お問合せ先>
 モニタリング検査コールセンター
 【株式会社電通テック】
 TEL: 0570-071-307
 E-Mail: info@pcr-monitoring.jp
 営業時間 9:00～17:00(土日祝含む)

協力について再周知依頼があった。

については、モニタリング検査の意義及び重要性に鑑み、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、引き続き積極的に協力されたい。

なお、モニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり主な民間発注者団体の長あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり日本建設業連合会あてに改めて送付しているため、参考まで送付する。

日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（再協力依頼）

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力については「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について」（令和3年4月19日付け事務連絡）により、御協力をお願いしてきたところです。

今般の感染拡大傾向を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、日本建設業連合会に対し、建設現場等における本モニタリング検査の更なる積極的な活用を検討していただくよう再周知依頼がまいりました。

つきましては、別添1「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（再周知依頼）」に記載のとおり、モニタリング検査の対象区域に所在する建設現場等について、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施していただくとともに、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、抗原簡易キットや毎日の社員の健康状態を把握するための健康観察アプリの活用についても併せて御検討をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力の再周知依頼（別添1）について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 30 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 27 日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
(令和 3 年 8 月 25 日) に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
(令和 3 年 8 月 25 日) に伴う工事及び業務の対応について

令和 3 年 8 月 25 日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県の 1 都 2 府 10 県に、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県の 1 道 7 県を追加した 1 都 1 道 2 府 17 県に変更するとともに、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県において実施すべき期間を同年 8 月 27 日から同年 9 月 12 日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県の 1 道 15 県から、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県の 1 道 7 県を除外し、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県の 4 県を新たに追加した 12 県に変更するとともに、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県において実施すべき期間を同年 8 月 27 日から同年 9 月 12 日までとすることが決定されたことを踏まえ、別添資料 1 のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和 3 年 8 月 17 日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和 3 年 8 月 18 日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和 3 年 8 月 17 日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和 3 年 8 月 18 日付け事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、

このたび、令和 3 年 8 月 25 日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県の 1 都 2 府 10 県に、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県の 1 道 7 県を追加した 1 都 1 道 2 府 17 県に変更するとともに、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県において実施すべき期間を同年 8 月 27 日から同年 9 月 12 日までとすることが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県の 1 道 15 県から、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県の 1 道 7 県を除外し、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県において実施すべき期間を同年 8 月 27 日から同年 9 月 12 日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和 3

事務連絡
令和3年9月13日

年4月25日付け国不入企第3号)等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を
宜しく願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村(指定都市を除く。)
に対しても、周知を宜しく願います。

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長(令和3年9月9日)に伴う工事及び業務の対応について

令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措
置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、
栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、
三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県
の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県、及び岡山県の2県
を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月
30日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基
づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川
県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、宮崎県及び鹿児
児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、
佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に
変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県にお
いて実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実
施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定された
ことを踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措
置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施
すべき区域の変更(令和3年8月25日)に伴う工事及び業務の対応について」
(令和3年8月27日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡)
等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応して
いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年9月10日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年8月27日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところで

す。

このたび、令和3年9月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の1都1道2府17県から、同年9月12日をもって宮城県、及び岡山県の2県を除外した1都1道2府15県に変更するとともに、実施すべき期間を同年9月30日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の12県から、同年9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の6県を除外し、宮城県及び岡山県の2県を追加した8県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年9月30日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年9月13日から同年9月30日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企

第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく願います。
各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。